

預金商品概要説明書

株式会社 もみじ銀行
平成24年1月4日現在

1	商品名	スーパー変動金利定期預金	
2	ご利用いただける方	個人の方	
3	お預入れ期間	2年、3年、4年、5年 自動継続の取扱いもいたします。	
4	お預入れ方法	一括預入	
	(2)お預入れ金額	1円以上	
	(3)お預入れ単位	1円単位	
5	払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。	
6	利息	<p>(1)適用金利 この預金は預入日の6か月の応当日ごとに金利が変動する変動金利商品です。預入後6か月間は預入時の店頭表示の金利を適用し、以後は預入日の6か月ごとの応当日に金額階層別の定期預金（スーパー定期、スーパー定期300、自由金利型定期預金）の6か月ものを指標金利として、当行所定の基準によって算出した金利に変更します。</p> <p>(2)利払頻度 ・単利型は中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間払利息の適用金利は各期間ごとの適用金利（以下「約定利率」といいます）の70%（小数点第3位以下は切捨てます）とします。 ・複利型は、満期日以後に一括して支払います。</p> <p>(3)計算方法 ・付利単位は1円、1年を365日として日割で計算します。 ・預入期間が3年、4年、5年ものは、6か月ごとの複利計算も取扱います。</p> <p>(4)金利情報の入手方法 各々の適用金利は店頭の「金利表示ボード」に表示しています。</p> <p>(5)その他 課税扱いの場合、受取利息から税金（国税15%、地方税5%）が差し引かれます。</p>	
	7	手数料	ありません。
	8	付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座にセットすれば総合口座の担保とすることができます。貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率となります。 ・マル優の取扱いができます。
	9	中途解約時の取扱	期限前解約利息の計算時には、当行所定の期限前解約利率（小数点第3位以下は切捨てます）を次のとおり適用します。

9 中途解約時の取扱

(1) 単利型の場合

① 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

中途解約日までの期間	中途解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%
1年以上2年未満	約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

中途解約日までの期間	中途解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上2年未満	約定利率×20%
2年以上3年未満	約定利率×40%

③ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

中途解約日までの期間	中途解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上2年未満	約定利率×10%
2年以上3年未満	約定利率×30%
3年以上4年未満	約定利率×60%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

中途解約日までの期間	中途解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上2年未満	約定利率×10%
2年以上3年未満	約定利率×20%
3年以上4年未満	約定利率×40%
4年以上5年未満	約定利率×70%

(2) 複利型の場合

① 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

中途解約日までの期間	中途解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上2年未満	約定利率×20%
2年以上3年未満	約定利率×40%

② 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

中途解約日までの期間	中途解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上2年未満	約定利率×10%
2年以上3年未満	約定利率×30%
3年以上4年未満	約定利率×60%

③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

中途解約日までの期間	中途解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上2年未満	約定利率×10%
2年以上3年未満	約定利率×20%
3年以上4年未満	約定利率×40%
4年以上5年未満	約定利率×70%

(3) 中間払利息が支払われている場合

その支払額総額と期限前解約利息との差額を清算します。

10 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利率設定方式については預入時にお客様と約定させていただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率を適用します。 ・ この預金は預金保険の対象であり、当行へお預入れの預金（決済用預金は除く）について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。 ・ 平成24年1月以降、非自動継続扱の通帳式定期預金（総合口座定期預金含む）でご新約された場合、原則として満期日に自動解約し、予めご指定いただいた口座へ入金いたします。
11 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109または03-5252-3772</p>